

事務連絡
令和3年1月13日

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、1月13日（木）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき区域の変更に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

1月13日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の変更について

1月7日、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出され、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を、緊急事態措置を実施すべき区域として決定したところです。

本日、第52回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更が決定されました。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月14日から令和3年2月7日までの25日間となります。

また、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。さらに、同日付で各都道府県知事等宛に「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月13日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和3年1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030113.pdf
- ・令和3年1月13日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）における菅内閣総理大臣発言【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202101/13corona.html
- ・令和3年1月13日 菅内閣総理大臣記者会見【新規】
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0113kaiken.html
- ・令和3年1月13日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210113.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年1月13日変更）【新規】
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210113.pdf
- ・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年1月13日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）【新規】
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf
- ・1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき行われた「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」について（令和3年1月8日付スポーツ庁政策課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（内閣官房HP）
<https://corona.go.jp/emergency/>

[その他]

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111 (内線 3791、2673) メール：sseisaku@mext.go.jp

岡ス協発第 510 号
令和3年 1月14日

加盟団体代表者 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
事務局長 久本 洋士
(公 印 省 略)

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

平素から、本会諸事業の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて日本スポーツ協会を通じ、スポーツ庁から協力依頼がありました。

つきましては、内容をご確認くださいますようよろしくお願いいたします。

記

以下スポーツ庁からのメール内容

お世話になっております。スポーツ庁政策課の青山でございます。厚生労働省からの周知依頼を受けてお送りいたします。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまで、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)に基づき、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、周知等をお願いしてきましたところ です。

先日、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出され、同日に、基本的対処方針において、職場への出勤等につきましては、①緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県については、「出勤者の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)等を強力に推進するとともに、事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること、②特定都道府県以外の都道府県については、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけることとされたところ です。

また、職場での感染防止を図るため、いずれの地域についても、事業場の換気励行等

の感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動の徹底、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の実践等について、周知等を行うこととされております。

このような状況を踏まえ、改めて、厚生労働省において、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等が取りまとめられましたので、ご協力をお願いします。

(職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化に係る
協力依頼)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000716526.pdf>

スポーツ庁 政策課 企画係 青山 裕一 (Aoyama Yuichi)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111(内線2673)

03-6734-2673(直通)

FAX : 03-6734-3790

E-mail : yu-aoyama@mext.go.jp
